

# 秋田地域振興局「元気なふるさと秋田づくり 地域活動表彰事業」実施要綱

## （目的）

第1条 地域に住む人たちの自主的・主体的な地域活動を「元気なふるさと秋田づくり県民運動」として推進するため、現に県民活動に取り組んでいる者を表彰するとともに、県民運動に対する気運醸成を図ることを目的とする。

## （表彰対象）

第2条 表彰する対象は、秋田地域振興局管内にある団体・個人で、次の要件を満たすものとする。

- （1）自主的・主体的な地域活動であること。
- （2）地域において地域のための活動に継続的に取り組んでいること。
- （3）その活動が、他の模範となっているとともに、今後も地域で広がることが期待されること。

## （被表彰候補者の推薦）

第3条 前条の要件を満たす者を推薦（自薦を含む。）しようとするときは、「元気なふるさと秋田づくり地域活動表彰」推薦調書（別紙様式）を作成し、秋田地域振興局長へ提出するものとする。

## （被表彰者の決定）

第4条 被表彰者は、前条の規定により推薦された被表彰候補者のうちから、別に定める選考委員会における審査を踏まえ、秋田地域振興局長が決定する。

- 2 一の年度における被表彰者は、原則として5団体・個人以内とする。
- 3 秋田地域振興局長は、選考の結果について、推薦者へ通知するものとする。

## （表彰の方法）

第5条 表彰は、表彰状の授与により行う。

## （被表彰者の協力）

第6条 被表彰者は、自らの活動に関する積極的な情報提供や他団体等への支援を通して、県民運動の普及・推進に協力するものとする。

## 附 則

この要綱は、平成19年11月6日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成20年12月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月27日から施行する。